

「声なき声の会」の思想と行動

— 戦後市民運動の原点をさぐる —

The thoughts and actions of "KOENAKIKOENOKAI"

- An attempt to search of basics of postwar's civil movement -

菅原 和子*

一. はじめに

「声なき声の会」(以下、「会」)は、一九六〇年六月四日、日米安保条約改定反対デモのなかから生まれた反戦市民運動グループである。そのスタート以来「会」は、世代をつなぎつつ、反戦平和を基軸に、時代が惹起するさまざまな問題に異議を申立て、あるいは行動を起こし、ささやかながらも現在なおその命脈を保っている。

「会」につどった人々は、主婦、教師・知識人、中小零細業者など未組織の人々で、思想信条・利害関係を問わず、大きくは反戦、少なくとも新安保強行採決反対という点で結び合い、それを共通基盤としてゆるやかな連帯を形づくった。それは「戦争はもうしたくない」という戦時・戦後体験からくる庶民感情、厭戦思想に根ざすものであったが、その反戦スタンスは、担い手の中心が戦争体験をもたない若い世代に移行した後も、東西冷戦が終焉した後も変っていない。

「会」は「無党無派」を標榜し、会員制をとらず、したがって綱領も固定的な会員名簿もない、ただ自発的な参加者が事務的なことをする、そして彼ら(あるいは有志)を中心に、デモで「声なき声の会」の旗の下に集まった人々が「会」をかたちづくる、そうした「組織ならざる組織」であった。

また、この原理と表裏をなすものであるが、安保を推進する保守政党はもちろん反戦・反安保で闘う革新政党派とも一線を画し、あくまで自立的な国民大衆の真の運動の創出をめざすという独自の原則をうちたてた。ここにあるのは徹底した個人原理、すなわち、党派的な指令や多数決の拘束とは無縁の、個人の自主性・自発性を最大限に重んじる原理、別言すれば、参加者の意見の相違を認めながら、そこから連帯を広げていこうとする行動原理である。

こうした「会」のあり方を大きく捉えれば、運動の内容(反戦平和の希求)においては、従来の大衆運動(片面講和反対・原水爆反対・米軍基地反対・破防法反対などの運動)との「連続」面をもちながら、担い手と組織構造において、それまでの運動組織(政党、労組、学生組織などの中央指令型組織)とは断絶した「非連続」の側面を有していたといえることができる。また活動の中心であったデモにおいても、スクラムを組んでジグザグに、あるいは駆け足でといったそれまでの様式とは違って、プラカードを掲げつつ歩道の人々に呼びかけ、あるいはチラシを配りながら進むといった流儀を通しており、この点も「非連続」の側面といえることができる。

こうした原理原則にたつて「会」は、機関誌『声なき声のたより』(以下『たより』、一九六〇年七月一五日創刊、現在一〇二号[二〇〇六年六月一五日]まで発刊)を通して、反戦平和のメッセージを発し、また同誌を結集の場として反戦を核とする諸活動を行ない、その画期性・先進性をもって今日「市民運動の原点」、あるいは「反戦市民運動の原点」といわれるに至っている。

本論はそうした「会」の成り立ちと活動を概観した上で、「非連続」の部分、すなわち、その組織原理・組織形態・運動様式を検証し、その歴史的意義を確認しようとするものである¹⁾。

*SUGAWARA, Kazuko [情報システム学科]

二. 「声なき声の会」の成り立ちと活動

まず、「会」の成立の経緯と活動の概略を、以下、第一期～五期に時期区分して確認しておきたい。

第一期（成立～六五年四月）

一九六〇年五月一九日、岸信介首相が新安保条約を強行採決するや、それを契機に安保闘争が一気に拡大し、国会は連日怒りに燃えるデモに囲まれた。その数実に三三万人。しかし岸は、「いまあるのは『声ある声』だけだ。私は『声なき声』にも耳を傾けなければならないと思う」と強弁した。

「会」結成の発端は、傍観は新安保を認め強行採決を支持していることになってしまうと、小林トミ（鶴見俊輔らの「思想の科学研究会」会員）²が、これを逆手にとって、六月四日安保改定阻止国民会議³の統一デモの最後尾について友人と二人で「誰デモ入れる“声なき声”の会 皆さんお入り下さい」との横断幕とプラカードを掲げ、東京・虎ノ門から国会議事堂に向けて歩いたことにあった⁴。このとき道の両側からデモを見ていた青年、学生、主婦、商店主など一般の市民が後ろについて歩き、そのなかから自然にリーダーが生れ、隊列は三〇〇人以上に膨れ上がった。

さらに解散後合流した「思想の科学研究会」の人々⁵ともう一度歩きだすと、また大勢が連なって長い列になった。このとき、参加者の「また、デモであろう」との発案で名簿が作られ、カンパ（連絡葉書代）も集められた。そしてこの日、鶴見を中心に「思想の科学研究会」系の人々が話し合い、はがきの宛先は手分けして書くこと、そして、「仕事の分担は、若い政治学者、高島通敏さん〔当時学習院大学非常勤講師〕が中心となる」⁶ことなどを決めた。今や「会」の顔として知る人ぞ知る小林トミの代表世話人就任も、おそらくこのとき決められたのではなかろうか。彼女にとって「会」は文字通り分身であった。彼女は「会」を愛し、以後「会」に一身を捧げることになる。

ともあれ、その後一ヶ月の間にデモを五回、集会を二回開き、そのなかでデモ参加の動機や今後の方針などを話し合い、以下の点で意見集約をみた。①以後も集会をもって互いの声を交換すること、②会員相互のつながりと外への呼びかけの意味でニュースを発行すること、③無党派の集まりとして如何なる政党にも属さず、政府を監視するという立場をとること、④参加者はそれぞれの居住地で話し合いの場を作っていくこと。

七月一日には機関誌名を「声なき声のたより」と決め、会員制をとらず会費も徴収しないが、「たより」の購読料は受ける、池袋の喫茶店に毎週集まることなどを決めた。実際、七月一五日には『たより』を創刊し、やがてこの『たより』を媒介として、同様の活動をしている全国各地の小集団⁷との横の連絡がとれ、彼らの声も『たより』を飾り、『たより』はミニコミ間の連絡機能をも担うようになる。

だが、実はこの間の六月一九日、新安保条約が自然成立。七月に入っては、岸首相退陣・池田勇人首相登場という展開のなかで、安保反対運動の熱気は急速に冷め、デモの波もひくという事態を迎えていた。

しかし、「会」に集った人々はその流れを見据えつつ、先のような基本方針を決め、一人でも何かしたいと決意した人がいれば、その人が自分の責任で動くという方針で運動の継続を確認しあったのであった。そして、六〇年一〇月には、引続き政治を監視する立場をとること、もし社会主義の政府ができたとしても監視を続けていくことなどを話し合った後、当面の目標として、「安保代議士を国会へだすな」を合言葉に来たる一一月の総選挙に向けて各政党に質問状を送り、その心構えを問うなどした。その他、同年一〇月、鶴見良行ほか一二、三名の有志が浅沼社会党委員長刺殺事件に抗議するデモを行ない、また六一年一月には、「風流夢譚」問題⁸で、坂口昌明ほか有志一四名が中央公論社に対して、言論の自由を自ら放棄したとして抗議と質問を行なっている。

こうした展開は、小林トミにとって予想をはるかに超えるものだったと思われる。六一年四月の段階で次のように語っている。『声なき声の会』は私が偶然プラカードをかかげたのがはじまりになったとはいっても、それはほんの偶然にすぎません。ひょうたんから駒が出た形で、私自身をこえて広がったこの運動の陰で、それに落伍しないように歩くことに私は、今ひたむきなのです⁹。素朴で控えめな表現であるが、そのひたむきさをもって、生ある限り「戦争はイヤだと、普通の人が誰でも感じることを、誰でもできる形で呼びかけ」¹⁰続けた。

ただし、彼女はあくまで合法的で穏健な活動を志向した。鶴見は回想している。「一度、トミさんがその本領をはっきしたことがありました。声なき声の中から、死を決して権力と対抗しようという声があがって、声なきこえの大部分がその声についていったときです。トミさんは、自分はひとりになっても、普通にできることを守るといって、さっさと家にかえってしまいました」¹¹。

小林は「筆まめ」であった。彼女は書いている。「デモで初めて出合った人びと。怒りをともにして歩いた人びと。その人たちに『たより』を送ったことによって、その人たちの声が山のこだまのように帰ってきたのだ。私は、重い荷を背負ったような、高揚した気持で返事を書きつづけた」¹²。「何千通の手紙を書いた。知り合った人も何千人にもほった」¹³。

彼女は「オルグの名人」でもあった¹⁴。いつも『たより』を持ち歩き、人々を「会」へいざなった。彼女との個人的つながりを通して「会」と結びついた人は少なくない。当初からのメンバーで現在九三歳になる本多立太郎はこう語っている。「トミさんの笑顔の魅力は無類。彼女に迎えられるのを楽しみに多くの人々が集まった」¹⁵。運動を一部の知識層のそれにとどめず、広い層を巻きこんでその裾野を広げたという意味で、彼女の果たした役割はどんなに評価しても評価しすぎることはないであろう。

「会」を論じるにあたっては、その基本的なあり方や方向性を示すリーダー的な役割を担った人物として、鶴見俊輔と高島通敏の名をはずすことはできない。彼らは小林を盛りたてつつ、理論的支柱として「会」を支え、活動面でもその「土着化」に尽力した¹⁶。鶴見は生活実感に基づく、既存組織にはない新しい連帯を生み出すべく、それを「無党無派」という言葉に託し、実践面でもその指導力・行動力を発揮した。鶴見は、安保に抗議して、「会」誕生直前の五月三日、東京工業大学を辞職していた。

高島は海外滞在時代と思想の科学研究会の事務局長時代を除いて、二〇年間「会」の事務局長を引き受け、機関誌『たより』の編集実務のほか、理論面、活動面で「会」の継続発展に寄与した¹⁷。高島は事務局長を引き受けた経緯を次のように語っている。竹内好と鶴見俊輔が岸政権に対する抗議として大学を辞職したのに衝撃を受け、さらには鶴見が声なき声を拠点に市民運動を続けるとの談話を発表するという事態のなかで、「私のできることは、声なき声の会を支えること、私はそう結論した」。そこで、「トミさんに、『声なき声のたより』を発行して運動を組織化し、その事務局を引き受けると宣言した」¹⁸。

「会」の主要メンバーの一人、細田伸昭は回顧する。「会の活動を継続した運動にしていったのは、時代の雰囲気や多くの人々であったにせよ高島さんに寄るところが大きかったと思う。いわば日本における市民運動の地平を、声なき声の事務局長として、また市民運動の理論的な裏付けを通して、切り開いてきたという点で高島さんは掛け替えのない存在であった」¹⁹。実際、『たより』を繰れば、高島が市民の新しい政治参加・市民の運動の可能性を追求し、その実現に心血を注いだこと、そして小林とは別の次元で、役割分担的に「会」を大きく牽引したことが了解される。

久野収も、密着したかたちではないが、「会」の運動に理論的な展望を示し、その土台の構築に大

きな役割を果たした。高島は「会」成立の思想的前史として久野の役割を強調してやまない（後述）。後年小林はこう語っている。「理論家があり、その下に活動家という形式を考えている人もいるが、それはかなり時代おくれだと思う。すぐれた学者の方たちも一緒だったが、教える者としてではなく、一緒に行動する人間として参加されていたので、長いつき合いの中で生まれた信頼感があります」²⁰。

話を戻そう。六一年五月、新しい政治的連帯を模索するなかで、「会」にとって絶対に看過できない事態が生じた。浅沼暗殺や、「風流夢譚」事件を端緒とする嶋中事件などのテロ発生によって社会に不気味な不安が広がる世相を背景に、自民・民社両党が共同で政治的暴力行為防止法案（政防法）を議会に提出したのである。同法案は政治テロに対する人々の恐怖心を利用して市民の政治的抵抗の権利を奪いとることを狙いとする「デモ規正法」であり、「大衆運動取締法」であった。これに対して危機感を募らせたメンバーはその反対運動（六一年五～六月・九～一〇月）に全力を投入した（後述）。

六一年六月一五日、以後毎年六月一五日に樺美智子の死を悼んで国会南通用門に献花し、集会を開催することを決定した。『たより』（第三号、六〇年八月二一日）誌上に、「怒りを持続するために『樺さんの日』を制定しよう」（野添憲治）との投稿があるが、こうした思いは樺の死をめぐって怒りと悲しみをもとにした「会」の人々に共通のものだったに違いない。鶴見は語る。「一年中で一番大切な日は、六月十五日だ。安保反対の運動のために命をすてた人がいるという記憶とむすびついている」²¹。高島はいう。六月一五日は「死者の冥福を祈る」のみならず、「運動の原点を確かめ」る日である²²。こうして六月一五日の献花と集会は、人数も次第に減り、メンバーもやや固定化するものの、現在まで毎年欠かさず実行されている。

「政防法」反対運動以後、経済の時代にあつて世間は天下泰平ムード、「会」としては足踏み状態が続くが、『たより』には月例集会などの報告のほか、反戦平和を基軸とした人々の素朴な声や既成組織への鋭い批判が記録され、そこには運動の知恵やエネルギーを蓄積してやまない生命力が溢れている。

六七歳の尾吹くには、次のような期待を寄せている。『たより』は「どんなに小さくても消してはならない火だと信じます。責任を負って下さる方方にはすみませんけれど、なにとぞ火種を守って下さいませ。再び燃えあがらなくてはならない時がきつとくると思います」（『たより』第三号、六四年六月一〇日）。

第二期（六五年～七四年一月）

六五年、「会」はベトナム反戦運動にのりだし、ベ平連発足後はベ平連と一緒に、あるいはその一部として活動することになった。といっても、ベ平連はそもそも「会」を母胎として生れた運動体であった。すなわち、高島が鶴見に、「会」の名で政党政派に属さない他の小市民団体²³を招請してベトナム戦争における北爆に抗議する運動をしようと呼びかけ、その後久野と相談するなかで小田実と白羽を立て、鶴見が小田に連絡して発足に至ったものであった²⁴。当初「ベトナムに平和を！市民・文化団体連合」としたのも、そうした経緯を前提として、小市民団体の連合体として活動するという組織論に基づくものであった²⁵。

鶴見は語る。「ベ平連がなぜ起こったというのは、一点にしぼって、新しい運動をつくろうと、これは高島の知恵ですよ。ベ平連の発案者は、基本的に言えば、高島なんです」²⁶。だが高島自身は、「新しい運動のうねりをつくりだすためには、新しい世代を巻き込まなくてはだめだというのがみんなの考えだった」²⁷としつつ、「『声なき声から『ベ平連』へと発展してゆく市民運動の理論的指導者は…久野収さんでした」²⁸と久野の役割を強調する。ちなみに、「ベ平連」の略称は高島の命名によるも

のであった²⁹。

しかし、やがてベトナム戦争が激化し、ベ平連の活動が広がり動員力も増すに至って、「会」の人々のなかにベ平連に対する違和感が生れた。ベ平連の定例デモに休まず加わっていた小林トミは、ベ平連の日米市民会議（六八年八月）に出席した際の感想をこう記している。「このところベ平連がだんだん自分から遠くなってゆくように感じる。私から遠いところで会議がひらかれているような感じだ」³⁰。

当時の「会」のベ平連との関係、「会」のありようは次の一文に示されている。

「六〇年当時と比べて、〔会〕はここ数年大きく機能を変化させました。ベ平連が発足してから、市民デモの組織化や全国各地の市民運動との連絡はベ平連に委ねるようになりました。全共闘運動や反青年委員会あるいは非暴力直接運動などが生まれてからは、直接運動にもいわせる運動は、それらにまかせる方が多くなりました。それとともに、旧声なき声の人びとや声なき声を“経由”した人びとの一部が、それらの運動に主力を注ぐようになったのも当然です。しかし、ベ平連六・一五のような集会も、単位となる市民運動が強くてはじめてなりたちます。……その意味で声なき声のはたす役割は、まだ小さくありません」³¹。

だが、「会」の人々のベ平連に対する不満は募るばかりだったと思われる。「市民運動の曲り角—合宿討論の記録—」（『たより』五六号、七三年八月一日）をみると、その合宿討論のなかでベ平連のあり方が話題となり、小林トミが「デモの仕方も惰性で一方向的に情宣してくる感じ」と不満をぶちまけるや、高島も次のような言葉を発するに及んでいる。

「運動の中に権力ができる、するとこれは運動ではないんだ。……運動の中に権力を作ってはいけない。これが市民運動のテーマでなければならない。……革新政党と同じパターンの中にベ平連がはまりこんでしまったことは、私はつらい。……小さいところは、ダメレといって切られ、来ないものは、来ないからといって悪いという有志の原理で切られた。ところが、……つぎからつぎへと新しい人たちはでてくるし、千人単位の運動はいつまでたってもできる。僕はこの矛盾みたいなものを解く原理みたいなものを考えなくてはならないと思う」。

鶴見も、「ベ平連が大きな花火をうちあげて、全国の大衆をあつめる力をもつにいたったことは評価する。だが、そうなると、デカければ、デカイほどいいという量への信仰が生まれ、それにたいする解毒剤を運動のなかにつくっておかないと既成左翼と同様、支配、被支配の関係がでてくる」との危機感を示している³²。

久野も、ベ平連結成当初の「会」の期待や意図と、それがベ平連の運動が飛躍的に拡大するなかで、異なった推移をみせていることに対して、厳しい視線を向けている。すなわち、彼は、ベ平連のアメリカの反戦市民運動との連帯の成功等を評価しつつ、「ささやかであっても、仲間や同人の生き甲斐になっているようなさまざまな同志グループ」のモデルとして「会」を挙げ、そうした「自立的小集団」が「民衆の草の根を形成するようになって〔はじめて〕、“下から”の民主主義ははじめて根を下ろすだろう。……私がベ平連に、草の根集団の連絡係の役割を期待したのはそのような理由を考えていたからだ」とし、その意味でのベ平連のあり方への失望と不満をさらにこう示している。

「ベ平連の街頭行動の根は自分のアイデンティティを証明しようとする市民グループでなければならない、この根を欠いた場合、ベ平連は、ベ平連を自分の全身のアイデンティティを証明する“場”にしようとする前衛的“若もの”運動に変化してしまう」。「〔常時出席者が〕いつのまか、幹部会を組織し、内閣会議を行い、そこで運動方針を立て、

上から下へ運動を組織し、推しすすめる傾向が強まってしまってきている。……こうしていつの間にか、イングループとアウトグループが分かれ、呼びかける人間の中でも、常時出席しない人間は、結果として切り捨てられていった」。³³

ともあれ、こうした摩擦や軋轢を含みつつ、「会」は以後もベ平連の活動に関与していくのであるが、そのベ平連もベトナム戦争の終結によって七四年一月解散、「会」はまた新しい段階を迎える。

この間主要なところでは、日韓条約反対デモ（六五年一月）、反戦・反安保の市民討論会開催（六八年六月、わだつみ会と共催）、佐藤首相渡米反対デモ（六九年一月）、七〇年安保反対闘争などを行ない、また有志が原潜阻止横須賀大集会（六六年九月）、王子野戦病院反対集会・デモ（六八年一月）、三里塚闘争支援運動（望月寿美子ほか有志、七一年～）などに参加している。

第三期（七四年一月～八二年五月）

七〇年安保・ベトナム戦争といった全国的な課題が消え、反戦運動も下火になる一方、議会政治は保革対立から中道勢力の台頭によって保守化の流れがすすむ。こうした趨勢のもとで市民運動も退潮期に入り、「会」も当面の目標を見失い大きな転換点を迎える。

担い手に注目すれば、徐々に顕在化していた戦争体験を背負った旧世代と生き甲斐や心理的開放感を求める新世代の間隙や、生活人・職業人と若者・青年層の立場との対立といった問題をもちこしながら、「会」の中心は次第に全共闘世代に移り、「会」も「サークル」的色彩を強めていくことになる。六〇年安保以来のメンバーや仲間の訃報も続く。

だが活動は地道に続けられ、市民運動のあり方の模索のうちに七七年、公開市民教室を開こうとの声があがり、「現代とはどういう時代か」をテーマに、同年三月の長田弘を皮切りとして、六月に黒井千次、十一月に高史明、一二月に佐木隆三、…七八年一〇月に駒尺喜美といった人々を講師に迎えている。また沖縄復帰問題も重要な課題として、講演会をシリーズで組んでおり、それらが『たより』を飾ることになる。これを支えたのが五十嵐暁郎（当時立教大学助手）、細田伸昭などの新しい世代で、会を重ねるにつれ集まる人も若い人が増えていった。

他方、旧世代は望月寿美子をはじめ「三里塚問題」に関わる人が多く、『たより』（六五号、七八年五月三〇日）では、特集「市民運動は『成田決議』に抗議する」をくみ、同問題の本質を挾っている。

高島が七八年夏から一年間メキシコへ出掛けることになり、その間、事務局は五十嵐を中心に立教大学OBや二〇代の青年たちによって運営されることになる。

第四期（八二年五月～二〇〇三年一月）

八二年五月、二〇年を区切りとして「会」の幕を閉じようとの声があがり、話合いの末、小林トミを中心とする小さい集会として再出発することになった。世代交代がすすみ、人々の戦争の記憶も六〇年安保も風化していた頃のことであるが、彼女は決然と言い切っている。「私は長い間、これが市民運動だなんて思ってやってきたのではない。二度と戦争を起こしてはならないので、今、自分はこのをしなればと思ってやってきたわけです。……まだ余力を残しているうちにやめようとするのは納得できない。余力がなくなって消えていく方を私は選びたい」³⁴。

高島が事務局長を下りるのもこの頃で³⁵、以降鶴見俊輔や当初からの仲間である望月寿美子のほか、細田伸昭、岡村宅造、馬場宣明、三須康司、羽生康二などが小林トミを支え、彼女を中心にその草の根の「根」を守っていくことになる。

細田は書いている。「六十年安保世代の交代による会を支える基盤となる人の問題、それは、どう継承し発展していくのかということでもある。……疲れたら少し休んだっていいのだし、動ける人がやればいいのだ。それに常に外に開かれた運動として保障していくことの意味は、とても大きい」³⁶。そして一年後には、「各自の動けるところまでという条件に加えて」、「運動は、言い出した人がやること、そこにに関わり続けようとする人がいる限り、その人たちにゆだねられていくこと」を再確認し、改めて「非民主的な政治や安保はいやだと声を発し続けよう」と呼びかけている³⁷。

「会」はこうして問題が浮上するたびに徹底的に話し合い、原点を見つめ直し、小規模ながら反戦の運動を継続していくのであるが、この期の活動としては、「平和のための東京行動」（八二年五月）、国連平和協力法反対デモ（九〇年一〇月）、湾岸戦争反対デモ（九一年二月）、PKO法反対運動（九二年五～六月）への参加が確認できる。また日米防衛協力のための指針（ガイドライン）反対運動（一九九七年）、「9・11」への報復攻撃反対運動（〇一年）、有事法制反対運動（〇二年）、イラク特措法反対運動（〇三年）などへも加わっている。

第五期（二〇〇三年～現在）

二〇〇三年一月、小林トミ他界。「会」は主柱を失う。しかし彼女の意志を引継いで、時代への警告の姿勢をとくことなく、現在は六〇年安保を経験し久野とも近しかった柳下弘壽が中心となってその灯火を守っている。もちろん、六月一五日の樺美智子を偲ぶ献花と集会は続けられ、二〇〇七年六月一五日にも鶴見俊輔（京都）、本多立太郎（和歌山県）の他、初参加者も含めて全国から四四名が集い、近況報告などを行い、終了後は花束をもって国会南門へ向かい献花を行っている。

本多は、「会」が曲折を経つつ今日まで四六年間も続いた理由をこう語る。「会として何かをきっちり決めたり決議するというのではなく、それぞれが自らの使命感や問題意識をもって活動しながら、ゆるやかに連帯を育んできたからではないか」³⁸。鶴見はいう。「運動は理論だけでやっていけるものではない。会って愉快だと思える人間的つながりが大切」³⁹。傾聴すべき運動論といわねばならない。

以上、結成から現在に至るまでの流れを概観した。次章以下、「会」の戦後市民運動の原点たるその特性を出発点に戻ってみていく。

三. 組織原理 —ゆるやかな連帯・「無党無派」の原則

「無党無派」の原則は、まず鶴見によって「市民集会の提案」（『たより』創刊号、六〇年七月一五日）として提唱された。その核心は次の言葉に示されている。

「資本主義か社会主義か、新安保に賛成か、反対か、何党がいいかについては、速慮なく討論はするが、それを集会への参加の条件にしない」、「無党無派の市民集会は、政治についてのシロウトの集会として運んでいくがよい。……直接の意思表示のためにも、指導権あらずから自由であるためにも、本部・支部関係とか傘下団体とかいうつながりのもちかたをもたずに、おたがいの連絡をもちたい」。

ここにあるのは、革新勢力・左翼運動からの自立の決意であり、宣言である。また、「指導権あらずからの自由……」との文言に注目すれば、これは過去の原水禁運動や母親運動などにおける、執行部の革新政党へのヘゲモニー争い、それによる運動体の政党系列化→内部対立→分裂といった事実を厳しく見据えた上の言葉に間違いなからう。高島は、「鶴見の思想の根っこはアナーキズムであり、それはマルキシズムの「団結」（中央、あるいは上からの指導による）に対して、あくまで「自立と

連帯」を基軸とするものである。鶴見の組織論もそれに基づいている」⁴⁰と解説する。

『たより』（二号、六〇年八月一日）では、高島が「無党無派」の具体的あり方を示している。

「私たちの生活原理への侵害への抵抗という姿勢で結集したことを考えれば、この運動自体が特定の政党の下部組織になることは慎重に避けなければならない。……私たちはどのような組織にもスジを通し、責任を保つよう文句をつける。そして私たちの日常生活を脅かし、生活原理をふみにじるものに対しては究極的にどのような政治勢力に利するあるいは利さないの政治的判断を超えて、手をつないでたたかう。……このような組織原則を納得し、このような連帯の必要性を認めるかぎり、どのような政党・組織の人間であろうとうけられる。私たちの結合はしたがってその結合の原理についての一点をのぞいてはゆるいものになるだろう」。

高島は、筆者のインタビューに際して、「会を進めるにあたっては、新しい運動を『モデルケース』として作り上げるという自覚をもち、その意味で『声なき声』の運動は設計された市民運動という側面を強くもち、この点についてはお互いの了解があった」と語ると同時に、「当時私は二六歳の若者であり、実務面ではいろいろ走りまわったが、自分自身が指導的な役割を果たしたということはない。理論的には久野、鶴見の両氏に多くを学んだ。久野氏は声なき声の影の指導者だった」と両者の存在の大きさを力説して自己の役割を強く限定された（二〇〇四年二月一日、三月六日）。実際、後者については、著書でも「一九六〇年代の市民運動の中心的な理論家」⁴¹として久野と鶴見をあげ、こう述べている。「〔鶴見は〕日本の民衆の日常哲学のなかから戦争や強権体制に抵抗する基盤を発展させることに努力を集中した。六〇年安保の市民運動の発展〔に〕……彼の果たした役割は久野収とならなくて大きなものがある」⁴²。

久野に関していえば、彼の所論が、高島の「会」への関与にあたっての、また「会」のあり方を構想するにあたっての、大きな理論的拠り所になっていたことは間違いない。高島は久野について、「社会主義陣営すなわち平和勢力であるという考えに反対し、平和運動は左翼陣営から独立してつくられなくてはならないと強力に主張し続けた」、「彼が研究会会長として関わった雑誌『思想の科学』の緊急特集「市民としての抵抗」（六〇年七月号）は、「〔安保改定阻止〕国民会議の運動が新安保条約の廃棄を通じて革新政権の樹立を展望しているのに〔対し〕、市民的不服従を通して日本における市民社会の確立を展望している点で、異彩を放っている」⁴³と称賛し、それは「新しい時代を切り開く視点を運動をになおうとする若者たちに提供するものだった」⁴⁴と回想している。

同特集号掲載の「市民主義の成立」（久野論文）もその意味で高島に知的衝撃力を与えるものであった。高島は語っている。「『市民主義の成立』は、……現代における市民運動の根拠を示す宣言であり、その後今日にいたるまでの市民運動のいわば原典としての位置を占める」ものである。「『声なき声』の活動とともに市民運動に深入りするようになった私にとっても、この久野さんの文章は、聖典のようなものだった。資本主義や組織社会の力学におおわれた社会の奥底に、市民の自立を基盤とした集団や社会の論理があり、それを汲み上げ充実させてゆくなかに現代民主主義の新たな発展の方向があるという久野さんの文章は、政治学者の道を歩みはじめたばかりの私にとって、まさにスリリングな示唆だった」⁴⁵。

「会」の指針、「革新勢力・左翼運動からの自立」は、高島にとって、まさに久野の哲学・理念を体現するものであったのである。

鶴見は、久野について、彼は「革命の論理と反戦の論理の同一視に反対し続けた」⁴⁶とし、「会」をめぐる久野の構想の源流として、久野が戦前中井正一らとフランスの人民戦線の紹介を中心に戦争

推進勢力への抵抗を試みて発行した『世界文化』『土曜日』をあげ、そのときの弾圧や失敗の経験から学んだものを「会」につなげたと述べる⁴⁷。

しかし、彼らが「会」の基軸とする「無党無派」という理念や立場は、保革が激しく対立する当時において、必ずしも容易に浸透したわけではなかった。革新勢力からの自立というスタンスは、安保体制強化をはかる保守勢力に対する運動を推進するにあたって実際には難しく、具体的な局面で揺さぶられた。浅沼社党委員長刺殺事件（六〇年一〇月）への抗議行動の際、早くも「無党無派」の立場をとる人と革新系を応援したい人の違いが表面化した。デモ参加者のなかから「革新政党にアピールを出そう」という声のでたのである。だが、高畠は「声なき声の会は無党無派だから、革新政党に申し入れるのはおかしい」との疑問を呈し、声なき声の運動はたとえ社会主義政党が政権をとったとしても続けるのだと主張した。しかし、中心メンバーの多くは少しでも自分たちの怒りの気持を理解するであろう革新政党に「共同と団結の訴え」をもっていった。

また例えば、次の如き投書が寄せられた。「先生方の考え方は、気の抜けたサイダーをサイダーとして飲むと提唱しているような感を受けるわけです。政府自民党の政策、思想にはっきり敵対する考えを持つ無党無派などという理想型は非現実的でピンとこないわけです」（田中三夫）⁴⁸。

『たより』の購読者に呼びかけて開いた「今後の運動を語る会」（六〇年二月一日）では、「安保阻止平塚市民の集いを組織しているが、市民運動には理論がなくてやりにくい。そこで、どうしても社会主義運動に切り替わってしまう。そうすると、人数は少なくなるが長続きする」（清水竜夫）との意見があり、これを受けて「声なき声の会では、十分な運動ができない。民社、自民支持の人は除外して革新派をふやす運動を別にやるつもりだ」（山内昇）との発言があり、これに数名が同調した⁴⁹。

政防法（政治的暴力防止法）反対運動は、高畠を中心に「会」が総力を挙げて闘った運動であったが、そこでも「無党無派」のスタンスを貫く難しさに直面した。以下若干詳しく見てみよう。運動はまず『たより』を通じて広く呼びけることから始まり、有志が「安保条約反対・平和と民主主義を守る国民会議」（安保阻止国民会議の延長線上の組織）の主導する運動に参加した⁵⁰。だが、これは悔恨をもたらした。「昨年の安保条約と同じ形でしか運動の構想をもたぬ国民会議をはじめとする革新側指導部への深い失望と不安に根ざし⁵¹す猛烈な反省であった。

そこで「会」は次に「自前」の政防法反対運動を構想した（法案が継続審議となり運動は持久戦に入っていた）。まず『たより』でこう訴えた。「市民は自らの手で言動のプログラムを作り、運動のイメージを築きあげなければならない。そうしてのみ、市民運動は革新政党の単なる員数部隊の位置を脱して、独自の生命をもつことができる⁵²。そして、この具体化のために、「会」とは別の運動母胎をつくるべく、「政防法反対市民会議（仮称）結成の呼びかけ」を行なった（「会」をはじめ幾つかの市民組織の一三名の提案による⁵³。結成後の九月三〇日、「政防法をせきとめる会」と改称）。

「政防法を阻止するために市民の運動をおこそうという私たちの提案は、……革新勢力の員数部隊にすぎなかった私たちの弱さへの反省、市民は独自の主体性と責任で抵抗運動を組むべきだという、私たちの内部からの声に支えられているのです。……政治的打算をこえた素朴な大衆の声が、党派をこえて率直に結集できるように、その都度運動を組織する別な市民の運動こそが今、必要だと思います。こういう動きがないとき、抵抗運動はすべて革新政党の系列にのみ生まれ、それゆえ出るべき声も集中できず、他方では組合やいわゆる平和団体、民主団体が、あらゆる運動の請負機関化していくという望ましくない状況が生まれるのだと思います」。

ここにある問題意識は、民主主義的であるはずの運動組織の執行部における政党系列化、分裂の惹

起に対する警戒心と拒否感情である。

この「呼びかけ」をめぐるでも、例えば次のような異議が唱えられた。「無党無派と標榜するあまり、社会党、総評、共産党などの政暴法反対に対する指導をみとめないような言説がありますが、これは無党無派というより民社党の宣伝係みたいなもので……賛成しかねます」(加太こうじ)⁵⁴。

そうした声に対し高島がやんわり反論している。「わたしたちの生活の声を大切に、それをそのまま政治にぶつけることによって、民主主義の実質を確保しようというところに、生命がある。それはだから、当然、人間を大切にするヒューマンイズムの運動でもあり、平和をもとめる反戦の運動でもある。……しかし、こうした素朴な声はそのまま、特定の平和運動、生活擁護運動に一直線につながるとはわたしは思わない」⁵⁵。

以上、こうしたなかで「無党無派」の基本姿勢は、例えば保守か革新かといった命題よりも、「会」の人々を連帯に導いているのはそれぞれの歴史を背負った人間としての実感であり、それを原点として課題に立ち向かうことこそが運動の継続に重要であるといったことを学習していったのであった。

四. 組織形態 一かたちなき組織・個人原理の貫徹

「会」は、先に触れたように会則・会費なし、議決機関なし、明確な指揮系統なし、つまり輪郭のはっきりしない組織であった。ただ実際には最低限具体的な行動をするための世話役が必要であり、それは自発的に参加した人が行うとされた。

「会」のあいまいさは、会に集まった人々の次のような言葉からも理解できよう。「<声なき声>が成り立ったのは、デモで会うことによってでした。デモを終わって解散してしまえば、会としての、その実体は、再び見えなくなってしまいました」(三須康司)⁵⁶。「<声なき声>のように個人の自発的参加を基礎にしている会では、はなやかな運動形態はみられなくとも、集団の中で個性が埋没する危険を防げるのを唯一の身上と思っています。……極端ないい方をすれば、<声なき声>は、ないようである、あるようでない会ともいえましょう」(北城久美子)⁵⁷。

またこんな戸惑いと自己了解を示す人もいた。「この会は奇妙な会だった。捉えどころがなかった。それまでに加わったどの集団とも違っていった。頭も尻尾もないが、心臓だけ動いている片輪な生きもの。……〔しかし〕属すべき組織がなくなつて、ちゃんとプラカードをかついで、そしてひとびとに参加を呼びかけることができる。現に彼女〔小林トミ〕はそれをやった。……本当に個に生きなければ、連帯感だって本物でありゃしない」(瀬部良夫)⁵⁸。

高島は、こうした「会」のあり方は「一枚岩の団結を旨とする国家や革命党派の組織原理へのアンチ・テーゼ」(大村健、高島のペンネーム)⁵⁹ ⁶⁰であるとして、党派的利益を超えた「市民運動的連帯」に固執した⁶¹。しかし、既成の概念に当てはまらないそうした組織形態はやはり当初理解され難かった。

例えば、スタートして半年後の「年末集会」(以後の活動方針・組織の内部点検を目的に開催、八〇名参加)では、「委員を決めて、会費を徴収し、各地区の会を下部組織にして機構を整えたらどうか、ちゃんと決議しないで動くというのは無責任ではないか」(天谷信器、浅黄和保)⁶²といったつきあげがあった。また、「最初大きな期待をいただいていたが、現状のままでは都内だけの狭い範囲の活動にしかたれぬと思います。本会が統一的指針をかけた、諸活動の中央報道機関として意義があれば嬉しいのですが……」⁶³と機構の未整備を理由に会を離れていった人もあった。

それまでの常識からいえば、政治的なプロテスト運動に何らかの指導や統制が必要と認識されたのは当然だった。また、「五・一九反対」の一点以外は多様な動機や意見をもった人々が個人の自発性に基づいて参加したものであってみれば、やがて「会」の存在意義に疑問をもち去っていく人がいた

のも自然の成り行きではあった。その幾人かが離れた理由として「ルールがないからやめる。〈声なき声の会〉は会議をやっても決議をしない。責任者がだれなのかもはっきりしない」、「政治をどうにかするのには、未組織のものが集まっているだけではだめだ。……何人いるのか、どんな指導者がいるのか、どれ程の力なのかわからないところにいるのはつまらない」⁶⁴といった理由をあげていた。

だが高島は揺るぎなかった。「声なき声は、組織ではなく五・一九日の採決は認めないという日本全国に充満している声なき声のほんの一部が、チャンスによって連絡し合っていると考えたい。だから、誰が会員で誰が非会員という仕組みはとりたくない。また決議をしないということは逆にいうと全体で責任をとるということでもある」⁶⁵。

しかし、多様性を強調しながら画一主義を否定しかつ政治的連帯を創出するという論理、換言すれば、個人の自主性の尊重・主体的な参加を基本としながら、共同の意思を形成し運動の有効な組織化をはかるという運動論には常に困難が付きまとった。

そこで重要な役割を果たしたのが『たより』である。「会」の求心力として有効に機能した。『たより』は共通の広場であり、連帯感の確認の場であった。『たより』を読むと、有名、無名の市民の多様な反応が生き生きと伝わってくる。そこにはホンネもタテマエもない意見の開陳、真情の吐露がある。

剋目すべきは、毎号、その『たより』の表紙に掲げられている、「この〈たより〉の中の文章は、すべて自由に転載、引用してけっこうです。そしてその転載または引用された印刷物を一部送って下さい」との一文である。鶴見の発案であったが、確かにこれは、「禁転載のタブーをくぐり、言論の自由をすべての人たちのものとしていこうというあり方」であり、「声なき声の組織や運動をやさしく鮮明〔宣明?〕している」(君本昌久)⁶⁶のものであった。

後年、鶴見は語っている。「必ずデモをするとか、座り込みをするとかでなくてもいい。どんな状況でも反戦の意志表示出来ることをしていくべきなのです。自分に可能なことをしていく、家を出なくてもいいと思います。そうしたさまざまな状況を結びつけていくものとして声なき声のたよりがあってもいいと思います」⁶⁷。「保守化」が時代のキーワードになり、「会」も精気を失っていたころのことであるが、鶴見の願い通り、『たより』は「会」の生命線であり続け、今日に至っている。

五. 運動様式 一非暴力主義・市民的不服従

「会」にとってデモは最後まで運動の重要な要素であった。六〇年六月二五日開催の「みんなの井戸端会議」(『たより』五号、六〇年一〇月二〇日)においてもデモの提案がなされ、また、同『たより』の「『新しい政治運動』の提案」でも、冒頭に「デモをしよう」との呼びかけが掲げられている。

「また、デモをしませんか。私たちの運動はまずデモからはじまりました。……持続的に私たちの要求を突きつけるということが大事だと思います。毎月一日はデモという日というようにして、交代でくりかえしデモをしてみませんか。……デモとは、本来意思表示なのですから一人でもできるはずですよ。……できる人だけがすればいい。……時にはハネ上って、私たちの声をまともにおつけるということも必要だと思います。それがまた日本の政治風土をかえるキッカケにもなると思います。私たちのデモが段々広がって、毎月街のすみずみから湧き起るようになったら楽しいじゃありませんか」(大村健、高島のペンネーム)。

「会」の人びとのデモはきわめて自制的・自律的なものであった。先述の「政治暴力防止法案」(政防法)に対する「安保改定阻止国民会議」の統一行動(デモ)に参加した際のデモにおいても、それはまさに非暴力主義を地でいくものであった。ジグザグ行進をしないよう、また警官を挑発するよう

なシュプレヒコールを行わないよう自らを戒めるほか、何種類かのピラを作り（デモの仲間向け・通りすがりの人びと向け、警察隊向けなど）、それぞれに手渡している。

デモの仲間に対するピラでは次のような呼びかけが行われている。「『ポリ公かえれ』『税金泥棒』『イヌ』というシュプレヒコールはやめませんか。感情的な悪バは憎しみをまきちらすだけです。……警官もひとりひとは、われわれと同じ人間です。権力の命のままに働き、それで妻子をようやく養っているしがない庶民なのだという洞察をもとうではありませんか」。

また警官に対してはこう訴えている。「みなさん、学生や労組員に手荒なことをしないで下さい。たとえ意見がちがいが、職場がちがっても日本の前途を考える同じ日本の若者たちです。……あなたがたは圧倒的な実力を持つ権力者なのです。あなたがたの実力行使はいつも正当化されます。……あなたがたにより深いプライドと自己抑制があってもいいはずです。……あなたがたひとりひとりの良心に強く訴えます。手荒なことはやめて下さい」。

この他、政治家向けには「いそがないでください。……自由なデモは民主主義の一部だという自覚の上になつて……政防法の審議をやりなおして下さい」と、また安保への関心をすっかり消失してしまったマスコミ関係者には「これからの一ヶ月、去年の今頃はどのようにしていたか、一報道人として記憶を保つ努力が紙面に反映するよう望みます」といったピラを配っている⁶⁸。

運動様式に関しては、次の事実にも触れておかねばならないだろう。すなわち、先述のように、政暴法反対をめぐる「国会会議」に随伴した運動は、革新勢力への失望と自らの依存的態度への反省をもたらし、そこで次に「自前」の運動を構えた。高畠は、「私たちは、政党の打算を考慮に入れないで率直に行動する。このようにして、つくられた諸条件の上にもどのような政治的解決をもたらすかこそが、政治的リーダーシップの問題なのである」との意気込みをみせているが⁶⁹、実は、この「自前」の運動はイギリスでパートランド・ラッセルが組織している百人委員会の核武装反対運動に深く刺激を受けたものであった。「会」を代表して横山貞子がラッセルに手紙を書いている。「あなたがたのデモと、それに続く逮捕のニュースに心を動かされました。……非暴力の原理によってどのようにデモを組織したらよいか、それについて私たちはあなたがた百人委員会のピラから貴重な教訓を得ました」（六一年一〇月一日付）⁷⁰。

では教訓とは具体的に何か。高畠の言葉を引こう。

「トラファルガー広場での大集会とラッセルらの検挙のニュースは、私たちの『呼びかけ』と前後して届いたのだが、私たちは、市民の抵抗運動というものがかくも大規模かつ徹底的に行われうるというなかにイギリスの『政治的伝統』の本質をみると同時に、ラッセルらの計画の周到さのなかに、政治的叡智にまで昂められた市民原理の定着を学んだのだ。非暴力であるが非合法を辞せずという原理のたて方、参加者個人の自発的責任を明らかにするために事前に署名を求めるという徹底性、デモ参加者が負うべき責任の範囲と運動の目的・方法を明確に周知させそれに応じて多様な隊列をくむという委員側の指導責任のとり方、これらすべてが、参加者の数よりも何よりも、私たちの範とするに足りるものである。私たちの運動もできるだけ、この意味でわれわれの運動の原理をつねにふりかえりつつ、たとえ小規模でもできるだけキッチリと設計されたものにしたというのが私たちのねがいである。もし、私たちさえもが目前の政治的効果にとらわれて、応急の『現実的』運動をくり返すならば、すでに多くの人たちにとって常識となっている日本の政治的体質からくるさまざまな『悪循環』を断ち切る芽はどこにうまれうるのだろうか」⁷¹。

先述の「政防法をせきとめる会」は、こうした理念のもとに結成されたものであり、当然ながら、

ここでも伝統的なデモ・スタイルを拒否している。すなわち、「完全に合法的で安全で誰でも入れるデモをする」、「走らない。ジグザグ行進をしない」、「シュプレヒコールの統率はしない。列内から自然に叫ばれる場合も政防法反対に直接関係することに限る」などを決定し、実行している。

そのデモにおける自制力は、『たより』一四号（一九六一年九月五日）の論説からも窺える。

「今度は、逆の戦法でいこう。方法から内容へとむかう考え方をやめて、まず内容を充足させること、それが方法を生みだすと考えよう。静かなデモ、これが新しい方法だ。彼らがパクろうとするから、おとなしく焼香デモをするというのではなく、道路交通法や公安条例などの施行を全面的に認めた上で、なお、それでも私たちが法の合法性と正当性を主張するためにやろう。彼らが権力をかさに私たちの生活を侵そうとするならば、私たちがまた、完全に法律を守って絶対に退くことのできない線を固守する。正当な理念が合法的な行為によって、ますます強調されるように務めよう。……ただ歩くことがどんなに重大な行為となるか、どんなに有効な手段となるか、それを沿道の人に訴えよう。私たちは何も持たなくともいい。何を叫ばなくともいい。何を歌わなくともいい。それでもデモなのだ」(山内昇)。

当日、総勢三〇人あまり、雨のなか旗、プラカードをもって静かに歩いた。政防法案は結局未審議のまま姿を消したものの、この淋しいデモは表面的には「敗北」だった。が、はじめて「独立」のデモを行ったという意味で重要であり、参加した一人ひとりが抵抗の意志表示をした意味は大きかった。声なき声の会編『また、デモであおう 声なき声の二年間』では、こう総括されている。「私たちは三〇人の歩みによって政防法案を拒んだ。これは将来への一つの核への用意に他ならなかった。いわば私たちは種をまいたのだ。「当分<声なき声>はだまってあるくだろう。……<声なき声>は決して氣勢をあげない。だが、しかし、たった一人になったときこそ、いかに頑強な抵抗をしめさねばならないか、ひとりひとりが強い決意を秘めている」。

ラッセルの彼らへの影響力はさきわめて大きかった。先の「せきとめる会」がラッセルに刺激されたものでありながら合法活動にとどまったのに対し、七〇年安保反対運動ではラッセルがそれによって逮捕された座り込みという非暴力ながら非合法的な行動に踏み込んだ。戦後社会運動史上特筆に値するものであり、ここに特記しておきたい。

まず、「安保拒否百人委員会」（「参加者全員の直接民主主義によって運営する市民の反安保行動委員会」）を結成、その“呼びかけ”では、「市民運動は、未だに、大衆の反安保エネルギーと情念を、体制に対して集的に表現する適切な運動を創出していない。私たちは、七〇年にふさわしい大衆行動形態を創りださなくてはならない」として、「街頭での大衆の座り込みの運動」、「大衆の不服従の意志を座り込みという形で表現することによって、権力の暴力的抑圧の壁を突き崩すこと」を提起した⁷²。

高島はその論理をこう明確化する。

「運動の基盤を徹底的な直接民主主義に置こうとする。設けられた運動に、外側から、その日だけ参加するのはなく、設計の段階から討論に全員参加することを要求する。それは当然、運動への参加を一つの自発的な義務に変えてゆくことを意味する。私たちの日常生活は、……市民運動への唯一の源泉でもあり得ない。それは、運動の圧力の下で少しづつ変形せざるをえない。今や、日常生活における疎外のあり方が、そして運動を通じての、お互いの共同性の創出のなかでの、その克服が問われざるを得ないのである。百人委員会は、その有力な運動手段として座り込みを提起する。座り込みは、群集のなかにかくれた市民であることを許さない。また、市民運動が、匿名の暴力として権力の暴力に対抗することを拒否する。市民は、その無力性に徹して、しかし、その個別の人

間的意思の力で権力の暴力を解体しようと務める。これは私なりに、市民運動の十年を通じて辿りついた一つの結論である」⁷³。

久野収はこう謳いあげた。

「“市民的不服従”の集団行動は、……どれほどささやかであっても、そのもつ可能性は大変大きい。……“声なき声”のグループを母胎として誕生した“安保拒否百人委員会”は、七十年代における非政治的人間の政治的アンガージュマン〔engagement、仏語。第二次世界大戦後、サルトルが政治的態度表明に基く社会的参加の意として使い、現在一般的に意志的実践的参加をさす〕のさきがけである。われわれは、この運動に参加する中で、市民の政治的アンガージュマンの諸方法、表現様式、美学について、多様な可能性を問わねばならない」⁷⁴。

かくてまず四月五日、数寄屋橋公園で座りこみ実行。総勢六〇数名。久野、鶴見、高島の顔も見られる。四月二八日には国会前で座りこみ、機動隊に排除されると数寄屋橋公園に移動、無抵抗のうちに強固な抵抗の意志を見せた。しかし、結局、右翼と警察権力一体の行動の前に屈することになった。そして一九七〇年六月二三日、日米安保条約は自動延長となった。

こうした経験を経て「会」の人々は、その後、久野が没した後も、高島が退いた後も、「会」としてあるいは個人的に幾度かデモを行っているが、最後の統一のデモとして確認できるのは、二〇〇二年六月の「戦争はまっぴら御免だ」として加わっている有事法制反対デモである。小林トミが『たより』九八号（二〇〇二年九月三〇日）にこう書き残している。「私は戦争中、空襲のなかを逃げまわった経験から、ベトナム戦争も、湾岸戦争も、アフガン戦争のときにも、いつも空襲でいたみつけれられる人びとの立場にたつて抗議のデモのなかにいた。日本政府はイラク攻撃に反対し、世界唯一の被爆国として戦争の愚かさを説いていくことに努力していかなければならない」。実に、「会」につどった人々の反戦平和をめぐる義憤と共感と抵抗精神を象徴的に表わしている言葉ではないか。

6. 結びをかねて — 「声なき声の会」の歴史的意義

「声なき声の会」は、少数派ながら六〇年安保闘争のなかで生れた戦後社会運動のなかで特異な位置を占める市民運動グループである。「会」がスタートにあたってうちはたつた「無党無派」のスタンス、これは革新政党政派への批判とそれからの自立を意味し、東西冷戦下、イデオロギー的対立を大きな背景として展開された旧来の社会運動・政治運動とは著しい対比をなすものであった。また、個人原理に基づいて「組織の組織化」を否定するという立場、これも政治的争点をめぐる多様な意見が政党の系列のなかで統一・画一化される時代にあつて、排他的構造をもっていた従来運動とは明白に異なるものであった。さらにデモにおける、組織的な秩序や束縛とは無縁の、あくまで個人の自発性に基づいた自由な形態、これも従来行動様式の枠を大きくつき破るものであった。こうした点、「会」はやはり戦後市民運動の草分けといえる。

もっとも、これだけだったら、はじめて組織された一定規模の市民運動として、一九五八年の警職法（警察官職務執行法案）反対運動において、知識人、文化人、ジャーナリストたち（中野好夫、清水幾太郎、中村哲、久野収、家永三郎、竹内好など）が、「市民」というよびかけの下に、革新政党や労組から独立したかたちで運動を展開した例があり、必ずしも先駆とはいえないかもしれない。

しかし遠望すれば、継続性・持続力という点で、また下からの自発的な組織として若干といえども運動の大衆的裾野を構成していたという点で、さらには運動のなかで反戦市民運動の一つの潮流を作

り出したという意味で、「会」はやはり戦後市民運動の原点に位置する集団だということができるのではないか。

六〇年安保自然成立後の退潮期に入っても「会」は運動を継続し、六五年にはベ平連を生み落とした。ベ平連の解散後も、戦争の記憶が風化していくなかであって消滅の危機を乗り越えて、反戦平和を基軸に地道な運動を続け、多彩な発言の痕跡を残し、今日に至っている。

今や日本の市民運動は、全国的な巨大組織が自らの構成員を動員して行うというスタイルから、個人が自発性と創意に基づいて運動を起こし、あるいはそこに参加するというかたちに大きく変わっている。これは六〇年代半ばから生まれた多様な市民運動——ベ平連のほか、さまざまな組織の反戦平和運動、反公害運動、環境保護運動、消費者運動など、個から出発する運動において見られる。一九九一年の湾岸戦争ではそうした傾向が一層促進され、二〇〇三年二、三月に盛りあがった「ワールド・ピース・ナウ」などの主催による世界規模のイラク侵略戦争反対運動（デモ）や、今日必ずしもマスコミにはとりあげられないものの、平和憲法「改正」反対運動等において、一般的なものになっている。その原点として、「声なき声の会」のあり方をみることができる。

今こそ、「声なき声の会」の画期的な役割や意義に注目し、それを歴史のなかに刻印するとともに、そこにつどった人びとの問題意識を受けとめ次の世代に伝えていくことが重要になってきているのではなからうか。

-
- ¹ 先行研究に以下のものがある。淵邊朋広「ベ平連運動研究序説：市民運動の登場と展開」早稲田大学文学研究科提出修士論文、一九九九年（<http://www.jca.apc.org/beheoren/Fuchibe-Shuusi-Ronbun.htm>）。
- ² 一九三〇年、茨城県土浦市生まれ。東京芸術大学美術学部で油絵を学ぶ。子どもたちに絵を教える傍ら、「思想の科学研究会」に入り、傘下サークル「主観の会」の一員となる。二〇〇三年一月二日死去。遺稿をまとめたものとして、『声なき声』をきけ 反戦市民運動の原点（小林トミ著・岩垂弘編、同時代社、二〇〇三年）がある。
- ³ 六〇年安保闘争を主導。五九年三月結成、一三八団体が結集したが、中心になったのは社会党、総評、日本原水協など一三三団体で、これに共産党がオボザーパーとして加わっていた。
- ⁴ 当日の三日前の五月三〇日、思想の科学研究会の「主観の会」メンバー（小林トミのほか、荒瀬豊、不破三雄、寺門正行、大田浜路など）が多摩少年院を訪問、その帰路、安保強行採決に憤慨し、六月四日ゼネスト当日のデモに参加することになり、お金を出し合って横断幕やプラカードを作った。
- ⁵ 鶴見俊輔、高島通敏、鶴見和子、鶴見良行、藤田省三、橋川文三、判沢弘、山領健二、大野力、大野明男、横山貞子など思想の科学研究会会員三二名が加わっていた（『事務局日誌抄』『思想の科学会報』二七号）。
- ⁶ 小林トミ、前掲書、一五頁。
- ⁷ 例えば、神戸声なき声市民の会、もう一つの声なき声の会、多摩平声なき声の会、港区声なき声の会、世田谷声なき声、杉並の会など。
- ⁸ 『中央公論』六〇年一二月号掲載の『風流夢譚』（深沢七郎）が作中で天皇一家を殺したという理由で、宮内庁や右翼の憤激をかい、これに対し中央公論社が同庁に詫言を入れた。
- ⁹ 『声なき声の会と私』『たより』九号、一九六一年四月二〇日。
- ¹⁰ 鶴見俊輔『朝日新聞』二〇〇三年一月二〇日。
- ¹¹ 「トミさん、ありがとう』『たより』九九号、二〇〇三年六月一五日。
- ¹² 小林トミ、前掲書、三三頁。
- ¹³ 前掲、小林トミ著・岩垂弘編『声なき声』の元原稿のうち同書に未掲載の部分。原稿は二〇〇四年四月～五月、姉の小林やすさんに拝借。
- ¹⁴ 高島談。二〇〇四年二月一〇日、インタビュー。
- ¹⁵ 二〇〇六年一月一〇日、インタビュー。
- ¹⁶ 高島によれば、「会」を本格的にスタートするまでには次のような経緯があった。思想の科学研究会として何らかの反安保の行動を起すべく模索していたところ小林の実践の成功があり、彼女を盛りたてて「会」を支えることになった（〇四年二月一〇日、インタビュー）。高島は、「シンボジウム「形なき組織のなかで」（『思想の科学』一九六〇年七月号）でも語っている。『思想の科学』の本来の性格を考えれば、思想的にはわれわれこそが、〔五月〕二十日以降の状況にみあって〔学者、文化人の〕統一戦線の母胎となるべきだという考えは私は強いんです。……小林トミさんが組織のない“声なき声”の人たちもいっしょにあるきましょとやったら、かなりの一般市民が入ってくれた。それで、具体的運動はこの線でもやろうということになって、以後デモの時なんかは、『思想の科学』なんかほとんど消しちやってこれ一本槍なのです。これからは、こういう人たちの声を交換しあう場をつくってゆこうと思うんです」。
- ¹⁷ 小林も高島を信頼し、その実行力に依存するところ大であったと思われる。たとえば、高島から、思想の科学研究会の事務局長を引き受けたので「会」の事務局長を退きたい旨を告げられたときの気持をこう回想している。「私にとって

はショックだった。一年四ヶ月にわたり、会の中心にいて、理論と行動の面で活躍したのだから、事務局をやめるということ、『たより』の発行人をやめるということで、これは声なき声にとって重大なことだ。『たより』の編集は交代制でやっていたが、高島さんの存在は大きく、私は不安な気持ちになった」(小林トミ、前掲書、七二～三頁)。

- 18 『たより』九九号、二〇〇三年六月一日。
- 19 『追悼・高島通敏』『たより』一〇一号、二〇〇五年六月一日。
- 20 『声なき声の十年』『たより』五〇号、一九七〇年六月一日。
- 21 『さまざまの無関心』『たより』三九号、一九六六年八月五日。
- 22 『十一年目の6・15』『たより』五二号、一九七一年八月一日。
- 23 『わだつみ会』『草の根会』などおよそ一八団体。
- 24 鶴見は証言する。当時「会」の「事務連絡の中心にいた」高島が、「米国の北ヴェトナム爆撃に抗議する運動を起そう」、「政党とかいうのじゃなくてね、自由な市民として抗議するっていうことをやりたい」と言ってきた。五年前の安保反対運動の時よりも若い世代から指導者を求めようということに意見が一致した」(『資料・「ベ平連」運動』上巻、河出書房新社、一九七四年、vi頁)。
- 25 一年後「ベトナムに平和を！市民連合」に改称。
- 26 『たより』一〇七号、二〇〇六年六月一日、一三頁。
- 27 高島『市民政治再考』岩波ブックレット、二〇〇四年、三一頁。久野も同旨を述べている。「六〇年安保以来の“旧人”は裏方の役割にまわり、ともかく新しいリーダーを求めようというのが、みんなの共通認識としてあった」(『ベ平連運動(1)』『久野収集』V、岩波書店、一九九八年、二二二頁)。
- 28 前掲、『市民政治再考』三一頁。
- 29 『ひとつのはじまり——あるいは、ベ平連以前』前掲『資料・「ベ平連」運動 上巻』、「座談会 京都ベ平連をめぐって」『復刻版ベトナム通信 一九六七年二月～一九七四年一〇月号』河出書房新社。
- 30 『日米市民会議に参加して』『たより』四六号、一九六八年九月一日。参加当初の様子は次の論文を参照のこと。小林トミ「あらゆる人間を反戦の渦に——ベ平連運動・参加の原理——」小田実編『ベ平連』(三一書房、一九六九年)。
- 31 『報告・この頃の声なき声』『たより』四九号、一九六九年八月一日。
- 32 他方、小田実はこの高島・鶴見発言に反論を加えつつ、次のように回想している。「高島氏や鶴見氏、あるいは『声なき声の会』には、私がまるでもっていない過去の運動の体験の重さがあったに違いない」(小田実『ベ平連・回顧録でない回顧』第三書館、一九九五年、五三〇頁)。
- 33 『原点への反省——一粒の麦も死なずば』『資料・「ベ平連」運動』下巻、河出書房新社、一九七四年、初出『潮』七三年七月号。
- 34 小林トミ、前掲書、一七六～七七頁。
- 35 その理由として高島はこう述べている。「大学や研究者としての仕事が増えすぎて忙しくなり、書庫と仕事場を秩父に移して週末をそちらで過ごすようになったのが、直接の原因だった。しかし、他方、私が声なき声の会の組織者の役割をばたしつづけることによって、会合の出席者に、私の元学生や助手たちさらには現役のゼミ生などが多くなっていったことも、他方の原因だった。……私は声なき声の会が変質してしまうと思った。それは、あくまで小林トミさんを中心としたふつ々の市民の集まりとしての初心を保ち続けなくてはならない」(解説「私が事務局長の頃」『復刻版 声なき声の会のたより』第二巻)。
- 36 『声なき声の会のいま』『たより』六九号、一九八一年九月五日。
- 37 『気負わずに声を発し続けよう』『たより』七〇号、一九八二年一〇月一日。
- 38 二〇〇六年一月一日、インタビュー。
- 39 二〇〇四年四月六日、インタビュー。
- 40 二〇〇四年二月一日、インタビュー。
- 41 前掲、『市民政治再考』一九～二〇頁。
- 42 『市民社会とはなにか』高島通敏編『現代市民政治論』世織書房、二〇〇三年、三～三三頁。
- 43 同前、『市民社会とは何か』三～三三頁。
- 44 『久野さんのこと』『たより』九四号、久野収追悼号、一九九九年一〇月二五日。
- 45 『月報』『久野収集Ⅲ』岩波書店、一九九八年。なお、田口富久治は、高島の学問的成果として、「声なき声」と「ベ平連」の運動への積極的参加の経験を通じて高島は、「自らの政治学、特に運動の政治学、日本市民運動の思想、さらに市民参加の政治理論に新しい視点と方向づけを与えてきた」と分析している(『市民運動の政治理論の模索——高島通敏の政治学——』二〇〇四年、非売品。田口著『戦後日本政治学史』東京大学出版会、二〇〇一年、第六章第三節)。
- 46 『思い出すこと』『たより』九四号、久野収追悼号、一九九九年一〇月二五日。
- 47 二〇〇四年四月六日、インタビュー。
- 48 『たより』『たより』第五号、一九六〇年一〇月二〇日。
- 49 ただし、「会」には今まで通り協力するとした(『たより』七号、一九六一年一月二〇日)。
- 50 『たより』一〇号(発行年月日判読不能)に、「市民のみなさん『政治的暴力防止法案に反対しよう』との訴えが掲載され、その理由が記されている。同法案は「くゆきすぎの防止」に名をかりて正当なデモ行進、大衆運動がいくらでもとりまられるように仕組まれ」たものであり、「『政治的暴力』をしようとした(未遂)団体が、将来にも同じようなことをしている、と公安審査委員会の監督下におくことができることになっている。これでは実際に何もしくても『認め』られてしまえばかたんに弾圧されてしまう」。これは高島の筆によるものという(小林トミ、前掲書、五七頁)。
- 51 高島『政治の論理と市民』筑摩書房、一九七一年、二〇五頁。初出『「政防法反対市民会議」の構想』『週刊読書人』一九六一年一〇月二日。
- 52 『運動の新たなイメージを』『たより』一二号、一九六一年七月二〇日。『文責・大村繁』とある。なお、『たより』における大村健はすべて高島のペンネームという(二〇〇四年二月一日、インタビュー)。とすれば、「大村繁」は高島ではないが、ただ、この内容は高島の筆によるもののように思われる。
- 53 『たより』一三号、一九六一年八月二〇日。

- ⁵⁴ 『たより』一四号、一九六一年九月二〇日。)
- ⁵⁵ 前掲、『またデモであおう』一六九—一七〇頁。
- ⁵⁶ 「私にとっての“声なき声”」『たより』五八号、一九七五年一月一日。
- ⁵⁷ 前掲、『またデモであおう 声なき声の二年間』一五九頁。
- ⁵⁸ 「廻りくどい話」『たより』九号、一九六一年四月二〇日。
- ⁵⁹ 注52 参照のこと。
- ⁶⁰ 「個人原理再考」『たより』五九号、一九七五年八月一日。
- ⁶¹ 例えば、大村健「市民運動を復活しよう」『たより』六四号、一九七八年 四月一日参照。
- ⁶² 「報告—声なき声の年末集会—」『たより』七号、一九九六年一月二〇日。
- ⁶³ 前掲、『またデモであおう 声なき声の二年間』一二九頁。
- ⁶⁴ 同前、一二九頁。
- ⁶⁵ 「報告—声なき声の年末集会—」『たより』七号、一九六一年一月二〇日。
- ⁶⁶ 前掲、『またデモであおう 声なき声の二年間』一五五頁。
- ⁶⁷ 「はっきりしたのはいいことだ」『たより』六九号、一九八一年九月五日。
- ⁶⁸ 『たより』一一号、一九六〇年一〇月二八日。
- ⁶⁹ 前掲、高島「『政防法反対市民会議』の構想」『政治の論理と市民』二〇七頁。
- ⁷⁰ 前掲、『またデモであおう 声なき声の二年間』一〇四頁。
- ⁷¹ 前掲、高島「『政防法反対市民会議』の構想」『政治の論理と市民』二〇七—八頁。
- ⁷² 「“呼びかけ” 安保に反対する志をもつ市民へ！」『たより』五〇号、一九七〇年六月一日。
- ⁷³ 「十年」『たより』五〇号、一九七〇年六月一日。
- ⁷⁴ 「市民運動の意味」『たより』五〇号、一九七〇年六月一日。